

# 大阪大学大学祭中央実行委員会規約

制定：平成 28 年 5 月 13 日

施行：平成 28 年 6 月 1 日

## 第 1 章・総則

(名称)

第 1 条 大阪大学（以下「本学」という。）における大学祭（以下「本祭」という。）の運営にあたる主執行機関として、大阪大学大学祭中央実行委員会（以下「本会」という。）を置く。

(事務局)

第 2 条 本会は、事務局を大阪府豊中市待兼山町大阪大学豊中キャンパス内明道館 BOX8 に置く。

(立場)

第 3 条 本会は、大学公認団体として、本祭を統括する。

(目的)

第 4 条 本会は、本祭の統括と発展及び本祭を通じて本学の活性化を目的とする。

(活動)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、以下に掲げる活動を行う。

- 一 本祭の統括に必要な活動
- 二 本祭の充実及び発展に資する活動
- 三 本会活動の維持発展に資する活動
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な諸活動

## 第 2 章・組織

(部局)

第 6 条 本会に、以下に掲げる部局を置く。

総務局 広報局 財務局 ステージ局 企画局 装飾局

2 前項に掲げる各部局に、下位機関を設けることを妨げない。

(任務)

第 7 条 次の表の左欄に掲げる部局は、それぞれ同表の右欄に掲げる任務を負うものとする。

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 総務局   | 総会の運営、企画の統括及び各種手続きの受付を行う。      |
| 広報局   | 渉外、パンフレット作成及び情報宣伝を行う。          |
| 財務局   | 会計及び予算、決算の作成を行う。               |
| ステージ局 | ステージの設営、管理及びステージ上における企画の統括を行う。 |
| 企画局   | 本祭の実行委員企画の運営を行う。               |
| 装飾局   | 学内の装飾、本祭の演出を行う。                |

## 第 3 章・役員

(役員)

第 8 条 本会に、以下に掲げる役員を置く。

委員長 1 名 副委員長 1 名 総務局長 1 名 広報局長 1 名  
財務局長 1 名 ステージ局長 1 名 企画局長 1 名 装飾局長 1 名

2 委員長は、本会の長として業務を司るとともに、本会を代表し、その業務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて代理する。

4 各部局長は、各部局の長として、その業務を掌理する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。

2 役員は、任期満了時に後任の役員が選出されていない場合、任期満了後も後任の役員が選出されるまで、その任を代行する。

(役員選出)

第10条 役員は、本会の判断により選出される。

(役員再任)

第11条 役員再任は、これを妨げない。

(役員兼任)

第12条 委員長及び副委員長と各局長の兼任は、これを妨げない。

(役員代理)

第13条 役員が不在又は職務を行えない状態にあるときは、本会の判断により選出された代理役員がその職務を行う。

2 代理役員任期は、前任役員残任期間とする。

(役員不信任)

第14条 参加団体によって役員に対する不信任案が提出された場合、本会は、直ちに臨時総会を開催する。その際、本会における全企画責任者の3分の2以上の賛成をもって役員の不信任が成立した場合は、役員は速やかに辞任しなければならない。辞任後は本規約第10条に従って新たな役員を選出する。

## 第4章・実行委員

(実行委員)

第15条 本会に、実行委員を置く。

(資格)

第16条 実行委員は、第4条に掲げる目的に賛同し、第5条にあたる活動を行う意志があり、かつ本会の運営について責任を持ち得ると判断できる本学の学生でなければならない。

(入会)

第17条 実行委員として本会に入会するには、定められた形式による登録を行い、委員長に認可されなければならない。

(退会)

第18条 実行委員は、委員長に対して退会の意思を表示し、認可されることで、退会をすることができる。

(部局への所属)

第19条 実行委員は、第6条にて定められた部局のいずれかに所属しなければならない。ただし、委員長が特に認めた実行委員については、この限りでない。

(兼局)

第20条 実行委員が複数の部局に所属することは、これを妨げない。

(業務の補助)

第21条 実行委員は、必要であれば適宜各部局の補助を行う。

(規約等の遵守)

第22条 実行委員は、法令及び本会が定める規約、規則及び規定等を遵守し、所属長の指揮命令に従って、その職務を遂行しなければならない。

(守秘義務)

第23条 実行委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、実行委員が退会した後及び除名された後にも、これを適用する。

## 第5章・役員会議

(役員会議)

第24条 役員会議は、委員長が必要と認めたとき、また役員からの要望があったときに、委員長がこれを召集する。

2 役員会議では、以下に掲げる事項に関して審議する。

- 一 規約、規則及び規定等に関する事項
- 二 複数の部局に影響が及ぶ事項
- 三 本会の運営に関する事項
- 四 実行委員の処分に関する事項
- 五 その他重要事項

(役員会議の議長)

第25条 役員会議に議長を置き、委員長をもって充てる。

2 議長は、役員会議を主宰するとともに、会議の秩序を保持し、議事を整理する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する役員が、その職務を代理する。

(役員会議の組織)

第26条 役員会議は、役員をもって組織する。

(役員会議の定足数)

第27条 役員会議は、役員の3分の2以上の出席がなければ、議事をひらき議決を行うことができない。

(役員会議の議決要件)

第28条 役員会議の議事は、本規約に特別な定めがある場合を除いては、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会議の公開)

第29条 役員会議は、実行委員に対して原則として公開とする。ただし、第28条に基づき議決された場合は、会議を非公開にすることができる。

第30条 実行委員でないものが役員会議を傍聴する際は、第28条に基づく議決を必要とする。

## 第6章・実行委員会

(実行委員会)

第31条 実行委員会会議は、原則として週に1回行われ、委員長がこれを召集する。

2 実行委員会会議では、本会及び本祭の運営において必要な事項を協議する。

(実行委員会会議の議長)

第32条 実行委員会会議に議長を置き、委員長をもって充てる。

2 議長は、役員会議を主宰するとともに、会議の秩序を保持し、議事を整理する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する役員が、その職務を代理する。

(実行委員会会議の組織)

第33条 実行委員会会議は、実行委員をもって組織する。

(実行委員会会議の定足数)

第34条 実行委員会会議は、実行委員の3分の1以上の出席がなければ、議事をひらき議決を行うことができない。

(実行委員会会議の議決要件)

第35条 実行委員会会議の議事は、本規約に特別な定めがある場合を除いては、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(実行委員会議の公開)

第36条 実行委員会議は、実行委員でないものに対して原則として非公開とする。ただし、議長が特別に認めたものに対しては、この限りでない。

## 第7章・懲戒・訓告等・除名

(懲戒)

第37条 委員長は、実行委員が次の各号のいずれかに該当する場合、これを懲戒することができる。

- 一 本会の業務を放棄したとき。
- 二 故意又は重大な過失により本会に損害を与えたとき。
- 三 本会の名誉又は信用を傷つけたとき。
- 四 本会の秩序、風紀又は規律を乱したとき。
- 五 その他法令及び本会が定める規約・規則等に違反する行為が見られたとき。

2 実行委員の懲戒処分は、前項各号に掲げる非違行為の程度に応じ、以下の区分に従って行う。

- 一 戒告
- 二 実行委員としての権利の一部又は全部の取消又は停止
- 三 実行委員としての業務の一部又は全部の取消又は停止
- 四 退会

3 前項第2号より第4号までに定める懲戒を行うとき、委員長は、懲戒される実行委員に対してその理由を明確に説明する義務を負う。

4 第2項第2号より第3号までに定める懲戒は、同時に複数これを下すことが出来る。

5 懲戒の審議及び決定は、対象となる実行委員に弁明の機会を与えた上で、役員会議においてこれを行う。ただし、対象となる実行委員に、懲戒に関する審議を行うこと、審議を行う日時及び場所、本人が審議の場で弁明を行えることを伝えたにも関わらず、本人が審議の場に来なかった、もしくは本人の意思により弁明を行わなかったとき、委員長は、本人に弁明の機会は十分に与えたものとして、懲戒を行うことができる。

(訓告等)

第38条 委員長は、前条に規定する場合のほか、サービスを厳正にし、規律を保持するため必要があるときは、実行委員に対して、訓告、嚴重注意又は注意を行うことができる。

(除名)

第39条 委員長は、正当な理由無く長期にわたり活動に参加しない実行委員で、本会からの警告に応じなかったものに対して、役員会議における審議及び決定を経て、これを除名することができる。

## 第8章・会計

(会計年度)

第40条 本会の会計は1期1年とする。

(経費)

第41条 本会の会計収入は、企画参加金、広告料、協賛金、寄附金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(予算・決算の承認)

第42条 予算及び決算は、まちなね祭第1回総会において出席者の過半数の承認を得なければならない。

## 第9章・補則

(最高法規)

第43条 本規約は、本会の最高法規であり、その条規に反する規則、条項その他は、その効力を有しな

い。

(規約の制定)

第 44 条 本規約の制定は、実行委員会議における、第 34 条及び第 35 条に基づく議決により、これを行う。

(規約の改廃)

第 45 条 本規約の改廃は、実行委員会議における、第 34 条及び第 35 条に基づく議決により、これを行う。

(規則及び規定等の制定)

第 46 条 本会の運営に関し必要な規則及び規定等は、役員会議における議決により、これを定めることができる。

## 附則

- 1 本規約は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 本規約の施行までは、前年度規約を準用する。